

# ばら積み貨物船への改造に伴う自由降下進水式救命艇の設置に関する事項

## 改正要領

安全設備規則検査要領

## 改正事項

ばら積み貨物船への改造に伴う自由降下進水式救命艇の設置に関する事項

## 改正理由

2000年代中頃からシングルハル油タンカーをダブルハル油タンカー又はばら積貨物船に改造する工事が増加していたことから、IACSは、このような改造の場合に適用すべき SOLAS 条約に関する解釈を作成し、2008年11月に IACS 統一解釈 SC226 として採択した。

その後、2011年5月に開催された IMO 第 89 回海上安全委員会 (MSC89) 及び同年7月に開催された IMO 第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) において、IACS 統一解釈 SC226 の検討が行われた。その結果、当該統一解釈におけるシングルハル油タンカーをばら積貨物船に改造する場合の自由降下進水式救命艇の設置に関し修正が加えられた上で、MSC-MEPC.2/Circ.10 として承認された。

これを受け IACS は、MSC-MEPC.2/Circ.10 にて行われた修正に基づき統一解釈 SC226 の見直しを行い、2012年12月に IACS 統一解釈 SC226(Rev.1)として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC226(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

シングルハル油タンカーをばら積貨物船に改造する場合には、原則として自由降下進水式救命艇の設置を要求する旨規定を改めた。